

11月、12月会議で決めたこと

・全会一致（全員が同じ意見）の議案

（議案と審議結果一覧表）

番号	議 案 内 容	付託委員会	本会議採決結果	
(継続審査)認定1	H23年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定	(9月会議)厚生	11/5	認定
(継続審査)認定2	H23年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定	(9月会議)厚生	11/5	認定
11月会議議案1	H24年度一般会計補正予算(第5号)	—	11/5	可決
議案2	H24年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	—	11/5	可決
議案3	H24年度三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	—	11/5	可決
12月会議報告1	H24年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告	—	12/11	報告済
報告2	H23年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告	—	12/11	報告済
報告3	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告	—	12/21	報告済
議案1	和解及び損害賠償の額の決定(長崎県知事との和解)	—	12/11	可決
議案2	和解(九州郵船株式会社代表取締役との和解)	—	12/11	可決
議案3	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	厚生	12/21	可決
議案4	吉岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定	総務文教	12/21	可決
議案5	吉岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正	総務文教	12/21	可決
議案6	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更	産業建設	12/21	可決
議案7	H24年度一般会計補正予算(第7号)	予算特別	12/21	可決
議案8	H24年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生	12/21	可決
議案9	H24年度簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設	12/21	可決
議案10	H24年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設	12/21	可決
議案11	H24年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生	12/21	可決
議案12	H24年度三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教	12/21	可決
議案13	H24年度農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業建設	12/21	可決
議案14	H24年度病院事業会計補正予算(第1号)	厚生	12/21	可決
議案15	H24年度水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設	12/21	可決
陳情1	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教	12/21	採択
議員発議1	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出	—	12/21	可決
議員発議2	地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出	—	12/21	可決
議員発議3	原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出	—	12/21	可決
議員発議4	吉岐市議会基本条例の一部改正	—	12/21	可決
議員発議5	議会検討特別委員会の設置に関する決議	—	12/21	可決

※ 賛否（賛成、反対）のあった議案はありません。

和解

◇和解及び損害賠償の額の決定

長崎県港湾管理条例及び長崎県漁港管理条例に規定された、フェリーターミナル可動橋の車両通過料に毎年徴収不足が生じていた。杵岐の場合、港湾施設管理者である杵岐市に九州郵船が運賃の中から航送料金を支払い、毎月市から県に納めている。

航送料金は表①のように車両ごとに定められているが、杵岐市発足以降も、これを一律27円で計算していたため支払額の不足となった。(県監査の指摘により発覚)

これを是正し和解するため、過去4年分の使用料不足額に対し、県25%・市25%・九州郵船50%の割合で賠償金を支払うことで和解した。

〈損害負担額〉

長崎県： 639,308円

杵岐市： 639,307円

九州郵船： 1,022,892円(市の委託手数料を除く)

表①

車両通過料(車両1台につき)	円
二輪自動車又は原動機付自転車	21
長さ5m未満の自動車	32
長さ5m以上10m未満の自動車	37
長さ10m以上の自動車	42



郷ノ浦港の航送船可動橋

条例

◇過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定

過疎法(第12条)…過疎市町村が作成した自立促進計画に基づいて実施される各種の事業の財源として過疎対策事業債(地方債)を充てることができる。

この過疎法により過疎対策事業(ソフト事業分)の財源を確保するため基金(資金の積み立て)を設け、平成24年初年度は2億4千860万円を見込んでいます。



消防団郷ノ浦地区の部隊観閲(1月6日消防出初式)

◇消防団員の定員、任免、給与、服務等条例の一部改正

平成23年5月の第3期編成替えから、団長1名、本部副団長2名、地区副団長12名(各町3名)となった。今回は本部副団長の年額報酬13万円を5万円増額し、改正後・団長20万9千円・本部副団長18万円・各地区副団長13万円となった。



消防団活動の場合、地区単位での活動が主であり現場では地区副団長が指揮をとっている。副団長については本部・地区一律に報酬を上げることはできないのか。

A 本部副団長は県消防協会の評議員でもあり、今回改正の提案をしているが、地区副団長については、消防団幹部会等の今後の会議に委ねていきたい。